

取 入 印 紙 貼 付 欄

## 令和8年度 子育て支援クーポン費に関する協議書

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した大阪市子育てサポートアプリ・クーポン運用業務委託（ 第 号）の仕様書「〇〇」に記載のある子育て支援クーポン費について、令和〇年〇月〇日付けで締結した業務委託契約書（ 第 号）（以下「業務委託契約書」という。）第53条に基づく協議の結果、次のとおり定めることとした。

### （本協議書の範囲）

第1条 本協議書の対象は業務委託契約書における業務委託料のうち、子育て支援クーポン費の支払いにかかる部分であり、当該支払いについては本協議書の規定が業務委託契約書第38条及び第39条に優先するが、その他本協議書に定めのない事項については業務委託契約書の規定が適用される。

### （本協議書の期間）

第2条 本協議書の有効期間は、令和8年9月1日より令和9年3月31日までとする。

### （子育て支援クーポン費の負担）

第3条 発注者は、子育て支援クーポンを弁済手段として子育て支援サービス等を提供する事業者（以下、「参画事業者」という）から、クーポンによる取引金額について受注者に請求があった金額のうち、本市が適切と認めた額（以下、「クーポン利用相当額」という。）を受注者に支払うことにより、子育て支援クーポン費を負担するものとする。

2 令和8年度の子育て支援クーポン費は、クーポン交付対象者一人あたり〇円とし、クーポンを発行した額を限度とする。

### （子育て支援クーポン費の確認）

第4条 受注者は、参画事業者からのクーポン取引金額及び請求金額等を取りまとめた金額を参画事業者から受注者に提出された報告書を添えて発注者に通知するものと

する。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に、クーポン取引金額及び請求金額と参画事業者の報告書に記載される利用内容・件数を比して、前項で通知を受けた額が適正であるかどうかを確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による確認の結果、疑義がある場合は、受注者に対し、追加資料や説明等を求めることができる。この場合、必要に応じて、前項に定める期間を延長することができる。

#### (子育て支援クーポン費の支払い)

第5条 受注者は、前条第2項の規定により、前条第1項の通知額が適正である旨の通知を受けたときは、クーポン利用相当額の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に当該クーポン利用相当額を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に確認を完了しないときは、その期限を経過した日から確認を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由によりクーポン利用相当額の支払いが遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (子育て支援クーポン費の概算払い)

第6条 前条の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる子育て支援クーポン費の概算支払い（以下「前払い」という。）を請求することができるものとする。この場合においては、第2条第2項中「前項で通知を受けた額」とあるのは「クーポン利用相当額からすでに前払いの対象となった子育て支援クーポン費を控除した額」と読み替える。

- 2 前項による前払いの支払回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。ただし、発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、この支払限度額を変更することができる。

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	令和8年9月1日から	金 ○円

第2回	令和9年1月1日から	残（第1条第2項で定める額より上記金額を減した額）
-----	------------	---------------------------

- 3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる子育て支援クーポン費を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、業務委託契約書及び本協議書に基づく業務を誠実に履行しなければならない。

（子育て支援クーポン費の精算）

第7条 受注者は、前条第1項の規定による前払いを受けたときは、第2条において定める期間の業務完了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務完了後20日以内に発注者に提出しなければならない。ただし、この精算書の提出は、業務委託契約書第36条第2項の検査に合格した後でなければならない。

- 2 発注者が前項の精算書の内容を精査し、当該精算により剰余が生じていると認める場合にあっては、受注者は、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を発注者が交付する納付書により納付しなければならない。
- 3 発注者が第1項の精算書の内容を精査し、当該精算により不足が生じていると認める場合にあっては、受注者は、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。ただし、当該不足額に係る請求は、確定した子育て支援クーポン費（子育て支援クーポン費の変更があった場合には変更後の子育て支援クーポン費）から前払金の額を控除した額を超えて行うことができない。
- 4 発注者は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額に係る業務委託料を支払わなければならない。
- 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（契約等が解除された場合の子育て支援クーポン費の支払い）

第8条 発注者は、本業務委託契約又は本協議が解除された場合においては、既にクーポンの換金を完了した部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応するクーポン利用相当額を受注者に支払う。ただし、第6条に基づく前払いを行っている場合は、当該金額をクーポン利用相当額の額から控除する。この場合において、前払金の額になお剰余があるときは、受注者は、解除が業務委託契約書第43条又は第43条の3の規定によるときにあつては、その剰余の額に前払金の支払いの日から返還の日

までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が業務委託契約書第44条又は第45条の規定によるときにあっては、その剰余の額を発注者に返還しなければならない。

(その他)

第9条 受注者の参画事業者に対する子育て支援クーポン費の不払いまたは遅延その他参画事業者と受注者との間の一切の紛争については、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和 年 月 日

発注者

大阪市北区中之島1丁目3番20号

本協議書締結担当者

大阪市こども青少年局長 ○○ ○○ 印

受注者

○○○○

○○○○

○○○○

印